

自動釣銭機付きセミセルフレジ 仕様書

1 業務概要

- (1) 自動釣銭機付きセミセルフレジ及びこれらに付属する機器等の購入
- (2) 上記機器等の設置及び設定等
- (3) 導入支援(職員に対する研修等)

2 設置場所及び設置台数

設置場所：〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地 筑後市役所 出納室(本庁舎 1 階)
設置台数：1 台

3 納入期限

令和 8 年 12 月 21 日 (月)
ただし、設置・設定及び操作研修を含む。

4 調達機器

調達機器は本市の買取りとし、見積額にはこれらの費用を含めること。なお、納入する機器は、全て新品の機種とし、中古品等の納入は認めない。
調達機器を正常に稼働させる上で、必要なケーブル類等を見積額に含めること。

5 機能概要

本機は自立式(スタンドタイプ)のものとすること。

(1) レジの仕様

- ① 収納方法は、現金とキャッシュレス決済とするため、キャッシュレス決済端末と連動可能であること。
また、キャッシュレス決済端末(キャッシュレス決済に係る初期登録・設定費用、接続用ケーブルを含む)については、別契約で調達予定のため、見積額には含めないこと。
ただし、キャッシュレス決済端末接続用プログラムは備えておくこと。
- ② レジはセミセルフレジであること。(合計金額算出までの入力を職員が行い、確定した金額を利用者自身が自動釣銭機で支払う。)
- ③ ディスプレイは職員側・利用者側の双方に設置し、ディスプレイの大きさは、いずれも 9 インチ以上であること。ただし、タブレット端末方式は認めない。また、職員側・利用者側の双方に納付内容(項目)と金額の表示が可能なこと。併せて、利用者側のディスプレイには支払額、投入金額、釣銭額が表示されること。

- ④ POS システムを有し、以下の各種集計、データの蓄積機能を備えていること。これらは、他の情報の追加、保持を制限するものではない。

	データ項目
1	月別・日別集計
2	納付内容別集計
3	決済種別集計
4	種類ごとの現金集計

- ⑤ レジの精算データについて、過去 1 年以上の集計データを参照できること。
- ⑥ 出金機能として、取引以外に金種(枚数)指定、もしくは金額指定で出金(機内現金フル時の放出など)が可能なこと。また、それらの操作ログをジャーナル記録可能なこと。
- ⑦ 残置回収機能として、機内現金は、全回収のほか、任意に設定した「準備金」を残し「収納金」のみを回収することが可能なこと。また、「準備金」設定は、残置させる金額(紙幣と硬貨の総額)を設定する「金額残置設定」と金種毎に残置させる枚数を設定する「枚数残置設定」が可能なこと。
- ⑧ 取り扱う手数料等の種類及び金額情報等を職員側で登録できること。また、登録された手数料等を選択することで、手作業での金額の入力を行わずに合計支払金額が計算されること。
- ⑨ 取り扱う手数料等については、個別に支払方法を設定できること。
- ⑩ 本市税料金のコンビニ用バーコード及び eL-QR の読込が可能なこと。また、読取りが可能なバーコードリーダー等を準備すること。
- ⑪ 通信障害、システム障害等のオフライン時にもレジ機能が使用できること。
- ⑫ トラブル発生時には、エラー解除方法をモニターで表示するなど、エラー対応のガイダンス機能を有すること。
- ⑬ 集計データの確認が職員側の操作で行えること。また、職員側で以下の情報を Excel または CSV 形式等でダウンロードが可能であること。これらは、他の情報の追加、保持を制限するものではない。

	データ項目
1	取扱年月日
2	証明書等の名称
3	決済手段
4	単価
5	数量
6	売上高

- ⑭ 定額小為替など、現金以外での取引が可能なこと。また、現金と現金以外の複合取引にも対応すること。
- ⑮ 集計において、現金取引額と現金外取引額が明確にわかること。

- ⑯ 決済誤り等の発生時に、返金処理が職員側の操作で行えること(電子マネー等、返金処理に対応していないものは除く)。
- ⑰ 自動釣銭機と連動していること。

(2) 自動釣銭機の仕様

- ① 金種ごとの最大収容容量は、紙幣は1万円紙幣・5千円紙幣・2千円紙幣あわせて100枚以上、千円紙幣200枚以上。硬貨は、500円硬貨100枚以上、その他の硬貨各120枚以上とすること。
- ② 以下の金種が全て取扱い可能であること。
 - 紙幣：入金4金種(1万円紙幣、5千円紙幣、2千円紙幣、千円紙幣)
 - 出金3金種(1万円紙幣、5千円紙幣、千円紙幣)
 - 硬貨：入金6金種(500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨、5円硬貨、1円硬貨)
 - 出金6金種(500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨、10円硬貨、5円硬貨、1円硬貨)
- ③ 預かった現金を自動計数・収納し、支払額に応じた釣り銭を自動で出金する機能を有すること。
- ④ 令和6年7月からの新紙幣およびそれ以前の旧紙幣に対応していること。また、硬貨については、新旧の500円硬貨に対応していること。
- ⑤ 1回の取引で投入できる紙幣の枚数は70枚以上、硬貨の枚数は30枚以上とすること。
- ⑥ 両替機能を有すること。
- ⑦ 入金時の不良紙幣及び硬貨のリジェクト機能を有すること。
- ⑧ 機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、レジ端末機器と現金残高情報を共有できること。
- ⑨ 収納枚数の上限超過や釣銭切れの警告等が事前に表示されること。
- ⑩ 釣銭取り忘れを防止するための機能を有すること。
- ⑪ 施錠できること。

(3) レシートの仕様

- ① 決済完了後、手数料等の種類、件数、合計金額および決済手段のわかる明細(以下「レシート」という)が発行できること。レジ端末機器等に発行機能を内蔵していない場合は、連動する機器(レシートプリンタ)を別途準備すること。
- ② レシートの出力の有無は、職員側ディスプレイで設定、変更できること。
- ③ レシートに本市が定めるデザイン及び文字を印字できること。また、レシートには、納付内容の名称、単価、総額、支払(投入)額、釣銭額等を表示可能であること。

(4) ネットワーク環境

レジ端末機器については、ネットワーク接続を行わなくても単体で 사용할 ことができること。

(5) その他

設置機器の転倒、転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

6 研修

(1) 研修

機器等の操作研修については、納品後の機器を用いて実施すること。なお、研修の実施方法については、現地での対面研修とする。

(2) 操作マニュアル

- ① レジ端末機器の操作マニュアル、加えて障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。
- ② マニュアルは、利用者の理解が容易な表記・内容で A4 判両版を原則とし、日本語表記であること。
- ③ 電子ファイルのマニュアルは、Microsoft office または Adobe Reader に対応できるデータ形式であること。
- ④ 操作マニュアルは常に最新のものを提供すること。
- ⑤ 記載内容、媒体及び納品方法については、本市と調整の上、決定すること。

7 納入・設置

- (1) 納入時に発生する運搬費・設置費については、受注者が負担すること。ただし、電源装置及び LAN ケーブル等敷設に伴う建物改修に係る経費が生じる場合、建物改修経費は本市が負担する。
- (2) 設置箇所を事前に調査し、納品する機器一式の寸法等をふまえ、設置場所の実情に応じた方法で設置すること。納入・設置に当たっては、事前に本市と調整の上行うこと。
- (3) 搬入作業中に庁舎内の備品等を破損した場合は、受注者の責任において、現状に復旧させること。
- (4) 納入・設置作業は、平日の業務終了後、もしくは土日祝日に対応可能であること。

8 守秘業務の遵守

- (1) 本業務中で知り得た情報に関して守秘義務を課すこととする。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 本市が提供する一切のデータ、資料等を本サービス提供以外の目的で使用、複写、複製、または第三者に提供してはならない。

9 契約不適合について

納品物について、仕様との不一致が発見された場合、受注者は当該不一致を修正すること。ただし、受注者は当該不一致を修正するのは、検査完了後、12 か月以内に本市から請求された場合に限るものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守すること。

- (2) 導入時の各種設定内容、設置については、本市と調整の上、実施すること。
- (3) 受注者は予期せぬ事態が生じたときは、速やかに本市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に本市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (5) 受注者は、本サービス提供に係る業務の処理を他に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、業務の一部について事前に書面で申請し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (6) 前号により再委託した場合、これを受託した者の行為について、受注者が全ての責任を負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、本市と受注者で協議の上、決定する。

11 参考仕様

下記品目を参考として提示する。仕様を満たしたうえで、下記品目と同等、もしくは同等以上のものを納品すること。

また、同等品の承認については、令和8年8月10日までに同等品であることを提示すること。なお、同等品については、別紙の「同等品の取り扱いについて」を参照すること。

セミセルフレジ、自動釣銭機の参考型番（例示品）

- | | | |
|----------------------|--------------------------------|--------------------------|
| ① セミセルフレジ端末
自動釣銭機 | プロスパー・ネットワーク
グローリー 380 シリーズ | iTR-1 |
| ② セミセルフレジ端末
自動釣銭機 | 寺岡精工
富士電機 | Web3800T (G3)
ECS-777 |